豊中市居宅介護(予防)住宅改修支援事業について

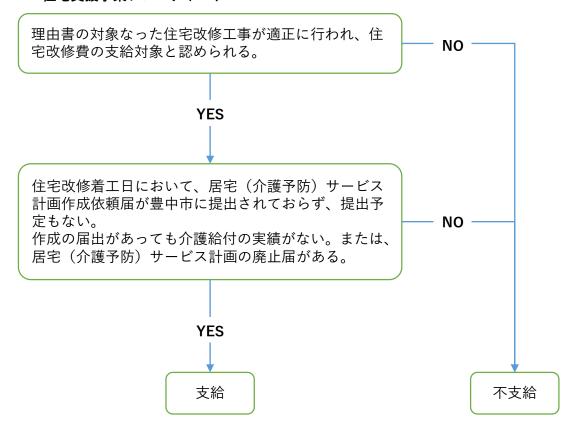
1. 概要

居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない(居宅サービス計画の作成にあたる 介護支援専門員等がいない)要介護又は要支援者からの依頼により、住宅改修について 十分な専門性があると認められる者が「住宅改修費が必要な理由書」の作成業務を行っ た場合に、作成者が所属する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関な どに住宅改修支援費を助成します。

2. 助成要件

- ① 住宅改修をする要介護又は要支援被保険者について、住宅改修着工月において、居宅(介護予防)サービス計画書が作成されていないこと。ただし、作成の届出があっても介護給付の実績がない場合は支給対象となります。
- ② 理由書作成者の所属する事業所等が住宅改修の施工事業者でないこと。
- ③ 理由書の対象となった住宅改修工事が適正に行われ、住宅改修費の支給対象と認められること。

< 住宅支援事業フローチャート >



3. 助成対象

対象業務を行った以下の職種の者が所属する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関などに助成します。

- ① 介護支援専門員
- ② 作業療法士
- ③ 福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者
- ④ 地域包括支援センターに勤務する社会福祉士、保健師、看護師

4. 助成額

1件あたり2,000円

5. 申請方法申請方法申請方法

所定の申請書に介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター 2 級以上、または地域包括支援センターに勤務する社会福祉士、保健師、看護師の資格を証明するもの(写し)を添えて提出してください。

6. 支給方法

助成要件を満たしている場合、毎月月末までの申請について、翌月末に指定口座に振込にて支給します。

7. 申請書のダウンロード

豊中市ホームページからダウンロードできます。

豊中市住宅改修支援事業助成申請書

Q

<問合せ> 豊中市健康医療部保険給付課

TEL: 06-6858-2295